

佐賀県生活保護法施行条例の一部改正（案）等の概要

1 条例案の題名

佐賀県生活保護法施行条例の一部を改正する条例（案）
佐賀県社会福祉法施行条例の一部を改正する条例（案）
佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例（案）
佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行条例の一部を改正する条例（案）
佐賀県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（案）
佐賀県老人福祉法施行条例の一部を改正する条例（案）

2 条例改正の対象施設

別表1のとおり
(この資料において、「福祉施設」と総称する。)

3 改正理由

主として災害時に支援を必要とする方が利用される施設について、非常災害（火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害をいう。）対策を強化させる観点から、福祉施設の設備・運営に関する基準について規定している各条例の一部を改正し、非常災害対策に関する佐賀県独自の基準を設ける必要があるため。

4 改正の内容

福祉施設の設置者が講ずべき非常災害対策について、以下のとおり規定することとした。

(1) 設備の設置

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(2) 物資、資機材の配備

施設利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資（食料、飲料水、生活物資をいう。）及び資機材の配備又は調達体制の整備に努めること。

(3) 防災計画の策定等

施設の立地環境及び施設利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備の上、それらを定期的に職員に周知すること。

(4) 計画等の掲示、見直し

(3)により策定、整備した防災計画並びに通報及び連携体制は、その概要を、当該施設において、施設利用者及び職員にわかりやすいように掲示するとともに、訓練の結果等に基づき必要な見直しを行うこと。

(5) 訓練、防災教育の実施

非常災害時に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練並びに職員及び施設利用者に対する防災教育を実施すること。

なお、児童福祉施設については、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回はこれを行うこと。

(6) 地域等との連携

非常災害時に周辺住民や地域の自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時から地域の一員として地元市町等の行う訓練に参加するなど、地域との連携の強化に努めること。

(7) 他施設等との連携

非常災害時に他の施設等から職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう相互応援体制の整備・充実に努めること。

(8) 被災者支援

施設の特性に応じ、非常災害時における被災者支援に努めること。

5 施行期日（予定）

平成26年4月1日

別表 1 (条例改正の対象施設)

条例名	施設、サービス事業所等
生活保護法施行条例	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
社会福祉法施行条例	婦人保護施設、軽費老人ホーム、授産施設
介護保険法施行条例	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定通所介護事業所、指定療養通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所、基準該当通所事業所、基準該当短期入所生活介護事業所、基準該当介護予防通所介護事業所、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例	指定療養介護事業所、指定生活介護事業所、指定短期入所事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、指定障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、基準該当生活介護事業所、基準該当短期入所事業所、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所、基準該当自立訓練（生活訓練）事業所、基準該当就労継続支援B型事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、障害者支援施設
児童福祉法施行条例	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、保育所、児童厚生施設 指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設、基準該当児童発達支援事業所、基準該当放課後等デイサービス事業所、指定医療機関、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター
老人福祉法施行条例	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム